

特集・障害者基本法の改正

障害者基本法の改正について（難波吉雄・片山貴順）

障害者基本法対照表

＜改正の評価＞

障害者基本法改正に対する原理的評価（大曾根寛）

主に総則についての所感（河村ちひろ）

自治体の立場から見た障害者基本法改正の評価と課題（二見清一）

地方からの視点、『障害のある女性』からの視点（平野みどり）

＜今後の政策への期待＞

手話の言語政策および情報コミュニケーション施策への期待（小中栄一）

社会的入院問題の解消（三田優子）

障害者基本法改正が教育に与える影響について
一資本主義とインクルーシブ教育（落合俊郎）

司法への影響（柴野和善）

厚生労働省の「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」は 9 月 8 日、介護保険の適用される福祉用具・住宅改修に「扉の撤去」など 6 種目を追加することを決めた。今後、社会保障審議会介護給付費分科会に報告し、2012 年度から適用する方針だ。

保険対象とすることが妥当と判断されたのは、①介助用ベルト（特殊寝台付属品）、②自動排泄処理装置（尿と便を自動的に吸引でき、洗浄機能のある

もの）、③腰掛便座の底上げ部材、④通路の傾斜解消、⑤扉の撤去、⑥転落防止用柵の設置（スロープ設置の付帯工事）、の 6 種目。

一方、検討対象として挙げたものの、安全性の確認ができないことなどを理由に適用が見送られたのは、常に電気で動く「介助用電動車いす」、後方と左右を囲む構造の「歩行器」の 2 種目。

（福祉新聞・2544 号 2011 年 9 月 19 日）

「**お知らせ**」

第 3 回 FIM 講習会 in 倉敷

日 時：2012 年 3 月 20 日（火・祝日）

12：00～17：00

場 所：川崎リハビリテーション学院 8 階大講堂

参加費：5,000 円

対 象：看護師、療法士、介護士、医師などリハビリテーション関連職種

定 員：100 人

申し込み開始：2012 年 11 月 14 日から、定員になり次第終了

申し込み方法：電子メールに氏名（ふりがな）、所

属医療機関・施設名、部署名、職種、連絡先住所、日中連絡可能な電話番号を記載、1 人につき 1 通とする。

メールアドレス：fim2011@med.kawasaki-m.ac.jp

問い合わせ先：川崎医科大学リハビリテーション医学教室医局・森安睦子
（代表 Tel 086-462-1111）

主 催：川崎医科大学リハビリテーション医学教室
☎701-0192 倉敷市松島 577